

PETボトル事業部 操業管理月報に係るQ&A

①実績報告に関するQ&A

	質問Q	回答A
No. 1	月次報告の期限はいつからいつまででしょうか。	REINSへの入力期限は毎月5日頃、証拠類の提出期限は毎月12日必着です。 ただし、休日との関係で月によって期限が異なる場合があります。詳しくは、以下の「再商品化事業者関連説明会資料」ページに掲載されている『再商品化事業者説明会資料』に記載のスケジュールをご確認ください。 再商品化事業者関連説明会資料 https://www.icpra.or.jp/library/document/entry.html 上期、下期で入力期限が異なりますのでご注意ください。
No. 2	報告期限までに操業管理月報をアップロードすることができませんでした。提出はどうすればいいでしょうか。	REINSへのアップロードは、報告期限を過ぎていても掲載期間終了日までには可能です。 そのため、報告期限後であっても掲載期間終了日までにアップロードしていただければご提出自体は可能ですが、差し替えを行った旨を必ずご一報ください。 ご提出後の受付、確認作業に時間がかかります。ご提出が遅れますと、支払・請求に影響が出ますため、やむを得ないご事情を除き、報告期日までのご提出にご協力をお願いいたします。
No. 3	REINSから報告した数量の修正をしたいが、入力期限が過ぎているためREINSへ入力できなくなっていました。どのように修正すればいいでしょうか。	入力期限（締切）を過ぎますと、REINSへの入力はできなくなります。 その場合は、事業部にて差戻処理の必要がございますので、お手数ですが、O P C（オペレーションセンター）もしくはPETボトル事業部へご連絡ください。差戻処理が完了しましたら、修正のうえ再度ご報告をお願いいたします。
No. 4	書面での報告が協会必着日までに間に合いそうにありません。どうすればいいでしょうか。	間に合わない可能性があるかと判明した時点で、できるだけ早めに事業部までご相談ください。 詳細な状況をお伺いした上で、対応方法をご案内いたします。
No. 5	操業管理月報で報告した過去の数量に間違いがありました。過去に遡って正しい報告内容へ修正してもいいでしょうか。	いいえ、締め後の過去の操業管理月報を直接修正することはできません。間違いが分かった時点で、できるだけ早く事業部までご連絡ください。 詳細な状況をお伺いした上で、対応方法をご案内いたします。 <u>なお、支払・請求に係る引取実績、製造完了報告の間違いについては、遡及修正は不可のため、くれぐれもお間違いのないようにご注意ください。</u>

②アラート付操業管理月報に関するQ & A

	質問Q	回答A
No.1	アラート付操業管理月報のアラートはどのような仕組みでしょうか？	操業管理月報の総括表に追加した「入力アラート欄」の機能のことです。設定された基準値を超過した場合に、アラートが表示される仕組みとなっています。 アラートが表示された場合は、以下のとおりご対応ください。 ア) 誤入力が原因の場合は、直ちに修正してください。 イ) その他の原因の場合は、総括表の備考欄に「原因」「必要な処置・対策」を記載してください。 ウ) 備考欄に記載いただくことで、協会への連絡が滞りなく行われます。
No.2	アラート付操業管理月報のファイル名を自社で管理しているファイル名に変更したいのですが問題ないでしょうか。	申し訳ございませんが、ファイル名の変更はできません。 アラート機能は、ファイル名を基に前期繰越ファイルを参照する仕組みとなっているため、決まった書式のファイル名でご提出をお願いいたします。ファイル名の書式詳細につきましては、PDFファイル《操業管理月報アラート機能説明》9ページをご確認ください。
No.3	アラート付操業管理月報で前期繰越ファイルの指定をしたがエラーが出てしまいました。元に戻すにはどうすればいいでしょうか。	指定した前期繰越ファイルの保存場所を移動したため、ファイルを参照できず、エラーが発生している可能性があります。前期繰越ファイルを元の場所に戻してから、再度起動してください。 上記をお試しいただいても解決しない場合は、お手数ですが事業部までご連絡ください。